

平成29年第四回都議会定例会

文 書 質 問 趣 意 書

提出者 と や 英 津 子

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 「日の丸・君が代」問題における東京都教育委員会の処分について
- 二 路地状敷地における重層長屋への対応について

一 「日の丸・君が代」問題における東京都教育委員会の処分について

- 1 小中高校教職員への長年にわたる「日の丸・君が代」の強制は、教育に欠かせない自由や自主性を奪ってきました。

東京では、入学式・卒業式などにおいて教師が国旗に向かって起立し国歌を斉唱しない、音楽教師において伴奏を拒否するなどのことがあれば懲戒処分にしてきました。このような対応のもとになっているのが2003年に定めた10・23通達です。処分された教職員は、のべ480名余のぼります。

この背景には、国旗国歌法の制定があります。世論を二分したこの法律制定当時、政府は、「義務付けは行わない」「無理強いして斉唱させれば内心の自由に関わる」旨を繰り返し答弁していました。ところがその約束をふみにじり、都教委は小中高等学校での強制をエスカレートさせてきたのです。

もともと「日の丸・君が代」は戦前日本の侵略戦争のシンボルとして使われたもので、拒否感をいだく国民は少なくありません。児童・生徒の目の前で教員の一挙手一投足を監視し、国旗・国歌に対し、特定の態度や行動を示せと強制することが、憲法に保障された思想・信条・内心の自由を侵し、子どもたちの教育をゆがめ、教員にどれだけの苦痛を与えるか、火を見るより明らかであります。

こうしたもと、都教委の処分を不服として多くの教職員が立ち上がり、訴訟へと発展しました。

東京地方裁判所は今年9月15日、職務命令違反を理由とする懲戒処分の取り消しを求めた裁判の判決を言い渡しました。

今回の判決は、訴訟を起こした都立学校の教員14名のうち、6名7件の減給と停職処分は相当性を基礎づける具体的事象がなく、社会通念上

著しく妥当性を欠き、懲戒権の範囲を逸脱・濫用にあたり違法であると、不起立の回数のみを理由とする加重処分を断罪しています。

これで、これまでに10・23通達関連で確定した処分取り消しは、73件63名にのぼります。

東京都教育委員会として処分取り消しの判決の内容をどのように認識していますか。

東京都教育委員会はこの間、処分取り消しが確定した教員に対して事情聴取を行い、もう一度、今度は戒告処分を行ってきました。

2 事情聴取では呼び出された教員がメモをとることを「記録を一本化するため」などと言って認めず、メモを取り続けると、事情聴取を拒否したと見なすと聴取を打ち切ったそうです。事情聴取についてはこれまでも、「こんな人権侵害はありえない」と抗議をすると管理主事から「東京ではそうしている」との返事が返ってくる。さらに「例えば警察でもメモを取ることは認めていません」との発言もあり「私は犯人扱いですか」と抗議した教員もいたと聞いています。この事実を認めますか、認めませんか、どちらかでお答え下さい。

3 さらにこのような人権侵害に匹敵する態度は許されるものではありません。今回のような態度を謝罪し、改めるべきです。

東京都教育委員会は、戒告処分については最高裁判決に従って対応しているとしています。

4 しかし、2012年の最高裁判決では裁判官から反対意見が出ており、「たとえ戒告処分であっても懲戒処分を科すことは、重きに過ぎ社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用するもの」であって違法となるとの判断を示しています。教育委員会の見解を求めます。

5 さらに、多数意見においても、戒告処分について「これを当不当の問題として論ずる余地はありえる」とされており、無条件に戒告処分を容認したものではありません。教育委員会の見解を求めます。

6 また、同年の「いわゆる予防訴訟」における補足意見では、いたずらに不起立と懲戒処分が繰り返し行われていく事態が、教育現場のあり方として容認されるものではないと指摘し、自由で闊達な教育が実施されるよう努力することを求めています。

こうした意見を真摯に受け止めるべきではありませんか。教育委員会の見解を求めます。

7 都教委は2003年の通達に基づく職務命令に従えない教職員に対し、職務命令違反1回目は戒告、2、3回目は減給、4回目以降は停職と回数を重ねるごとに懲戒処分を重くするやり方をつくりあげてきました。

2012年の最高裁判決で、2回目以降の不起立に対する減給以上の処分が取り消されて以降、今度は3回目までを戒告とし、4回目以降の不起立に対して減給処分とする取り扱いをしています。

結局、都教委の態度は処分ありきなのです。

そもそも、10・23通達・職務命令・懲戒処分は、思想良心の自由を保障する憲法19条、信仰の自由を保障する20条、教育の自由を保障する23条、26条に違反し、教育基本法16条違反に該当しています。

直ちに10・23通達を廃止し、教育現場での「国旗・国歌」の強制をやめ、学校現場で自由な教育が実施できるよう、教育行政のあり方を抜本的に改善することを求めます。

8 都教委はホームページ上で懲戒処分をはじめ処分が科された情報などを公表していますが、裁判で処分が取り消されたことについては未掲載です。他の局は住民訴訟の内容や結果を公表しており、これでは都教委

として都民への説明責任を果たすことはできません。とりわけ訴訟結果については、本人の名誉に関わる問題です。訴訟結果は公表すべきです。

二 路地状敷地における重層長屋への対応について

東京都内では、路地状敷地に共同の廊下や階段、エレベーターもなく、すべての住戸の扉が一階にあり、縦につらなるいわゆる「重層長屋」が増加しています。

H21年には都内全体で路地状敷地における300㎡以上の重層長屋の件数は39件であったものが、H28年には130件に広がりました。

私の住む練馬区でも、木造3階建て19戸の重層長屋の建設をめぐり、住民との深刻な摩擦が発生しています。

この問題で、住民からは建物の周囲にほとんど空き地がなく、いったん火災が起きれば周囲への延焼がさけられないこと、新たに発生するプライバシー侵害や騒音問題、ごみ問題などの懸念が寄せられていますが、二回にわたっての区のアセスンでも平行線に終わっています。それどころか、住民の建設反対の意思表示であるのぼり旗の撤去などを求め、業者から訴訟まで起こされる事態となっています。

こうした事例の発生の背景には、重層長屋に多数の住居があるにもかかわらず、建築基準法上は、共同住宅とは異なる「長屋」として扱われ、共同住宅をふくむ特殊建築物が受ける防火・避難上の規制を受けないこと、東京都の建築安全条例でも準耐火建築物の長屋に対する戸数制限の定めがないこと、など「重層長屋」に対する規制のゆるさを逆手に取った業者の動きがあります。

国は、重層長屋について、住宅密集地に袋路状の狭い道路にのみ接する奥まった土地を使って多数の住戸からなる規模の大きな重層長屋が増えていること、火災時における避難安全性が危惧されるケースもあることから、

規制を強化すべきとの指摘を受け、東京都をふくむ関係地方公共団体とともに、検討会を立ち上げ、この7月に「火災時等における大規模重層長屋の危険性とその対応について」（以下、国の報告書）をまとめました。

- 1 「重層長屋が建築されることにより、近隣住民から防災、通風、採光などで住民の苦情が高まっているがどのように認識しているか」とのわが党の質問に、都は「区市との建築行政に関する連絡会議を通じ、長屋についての情報を収集している」と答えています。さらに都は、今年2月、「路地状敷地の大規模長屋について」、特別区建築主管部長会会長あてに依頼文書を出し、そのなかで、「近年、一部の区で路地状敷地における大規模長屋に関する紛争が再び起きている」としています。ここでいう紛争は何件くらい起きているのですか、その主な内容はどのようなものですか。
- 2 国の報告書では、大規模重層長屋における火災時の具体的な危険性について、「1棟あたりに多数の住戸が存在しているため、火災等における避難時において、敷地内通路の幅員が狭く、また道路までの距離が長い敷地内通路を多数の者が使用すること等に起因して、敷地内通路の幅員が広く、敷地内通路を使用する者の数を抑えている場合と比べて、敷地からの避難、救助・消火活動等が困難となる可能性がある」「敷地が接する道路又は敷地の路地状部分の幅員や、敷地の接道長が不十分であること等により、敷地からの避難、救助・消火活動等が円滑に行われない可能性がある」と、敷地内の通路や、敷地が接する道路や路地が狭かったり、長かったりする場合に、避難や救助・消火に問題が生じる可能性がある点を指摘しています。都は、大規模重層長屋の危険性について、どのような認識をしていますか。
- 3 上記の危険性に対し、国の報告書では、「既に敷地内通路等の規制を

行っているいくつかの地方公共団体においては、問題があると考えられるものは発生していない」とし、「既に条例により長屋や共同住宅による規制を強化している地方公共団体の例を参考に」して対応をとることを提案しています。都は、地方公共団体が行っている敷地内通路等の規制について把握していますか。把握している場合、その内容を教えてください。

- 4 国の報告書では、敷地内の通路や路地状になっている部分の幅について、地方公共団体が条例等で対応することを提案しています。都はどのように取り組んでいますか。条例による規制強化を求めるものですがいかがですか。

上記で述べた物件は、敷地内通路の幅員を狭くしており、東京都建築安全条例の基準を満たしていない可能性があることが明らかになりました。

- 5 東京都建築安全条例に適合しない建物について、建築指導上、どのような措置がとられるのですか。

- 6 都が2012年に特定行政庁の建築主務課長にあてて出した「路地状敷地の大規模長屋における安全性確保の取り組みについて」では、「通路の有効幅員の確保の確認」などを求め、完了検査時には「建築基準関係規定に適合しない場合には確実に是正させること」、既存建築物に対しても、「パトロールを実施し、建築基準関係規定に適合しない場合には、適切に是正指導等を行うこと」を求めています。

上記の文書を出した経緯と目的について教えてください。

平成29年第四回都議会定例会

とや英津子議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 「日の丸・君が代」問題における東京都教育委員会の処分について

- 1 東京地裁は今年9月15日、職務命令違反を理由とする懲戒処分の取消を求めた裁判の判決を言い渡した。これで、これまでに10・23通達関連で確定した処分取り消しは、73件63名にのぼるが、東京都教育委員会として処分取り消しの判決の内容をどのように認識しているのか伺う。

回 答

卒業式等の式典において、国歌斉唱時の起立斉唱を求めた校長の職務命令が適法であることは、最高裁判所判決で繰り返し認められています。

処分取消の判決については、処分量定の判断に係るものと認識していません。

質 問 事 項

- 一の2 事情聴取では呼び出された教員がメモをとることを「記録を一本化するため」などと言って認めず、メモを取り続けると、事情聴取を拒否したと見なすと聴取を打ち切ったそうである。事情聴取についてはこれまでも、「こんな人権侵害はありえない」と抗議をすると「東京ではそうしている」との返事が返ってくる。「例えば警察でもメモを取るとは認めていません」との発言もあり「私は犯人扱いですか」と抗議した教員もいたと聞いている。この事実を認めるか、認めないか、見解を伺う。

回 答

都教育委員会が実施する事情聴取では、事実関係を明確にするため、服務事故を起こした者が述べたことについて、都教育委員会が記録し、その内容に事実と相違がないことを被聴取者に確認した上で、事情聴取の記録としています。

質 問 事 項

一の3 このような人権侵害に匹敵する態度は許されるものではない。今回のような態度を謝罪し、改めるべきである。見解を伺う。

回 答

事情聴取において、人権侵害に当たる発言等は行っていません。

今後も、職務の都合に合わせた日程調整や、適宜休憩を取る等十分に配慮していきます。

質 問 事 項

一の4 東京都教育委員会は、戒告処分については最高裁判決に従って対応しているとしているが、2012年の最高裁判決では裁判官から反対意見が出ており、違法となるとの判断を示している。見解を伺う。

回 答

平成24年1月の最高裁判所判決においては、5人の裁判官のうち一人の裁判官が、反対意見を述べていることは承知しています。

当該判決は、不起立行為は学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気
を損なうものであり、教職員の不起立行為により式典に参列する生徒へ
の影響も伴うことから、学校の規律や秩序の保持から懲戒処分を行うこと
は懲戒権者の裁量権の範囲内であること、処分を加重するような具体的な
事情がある場合は、戒告を超えて減給や停職の処分をすることが許容され
る旨判示しています。

質 問 事 項

一の5 多数意見においても、戒告処分について「これを当不当の問題と
して論ずる余地はありえる」とされており、無条件に戒告処分を容認し
たものではない。見解を伺う。

回 答

平成24年1月の最高裁判所判決は、「本件職務命令の違反に対し1回目
の違反であることに鑑みて訓告や指導等にとどめることなく戒告処分をす
ることに關しては、これを裁量権の範囲内における当不当の問題として論
ずる余地はあり得るとしても、その一事をもって直ちに裁量権の範囲の逸
脱又はその濫用として違法の問題を生ずるとまではいい難い」としており、
戒告処分をした都教育委員会の判断は、社会観念上著しく妥当性を欠くも
のとはいえ、懲戒権者としての裁量権の範囲を超え又はこれを濫用した
ものとして違法であるとはいえないと解するのが相当である旨判示してい
ます。

質 問 事 項

一の6 同年の「いわゆる予防訴訟」における補足意見では、いたずらに不起立と懲戒処分が繰り返し行われていく事態が、教育現場のあり方として容認されるものではないと指摘し、自由で闊達な教育が実施されるよう努力することを求めている。こうした意見を真摯に受け止めるべきではないか。見解を伺う。

回 答

平成24年2月のいわゆる予防訴訟における最高裁判所判決には、「教育の現場でこのような職務命令違反行為と懲戒処分がいたずらに繰り返されることは決して望ましいことではない」との補足意見があることは承知しています。

平成24年1月の最高裁判所判決は、不起立行為は学校の儀式的行事としての式典の秩序や雰囲気をも損なうものであり、教職員の不起立行為により式典に参列する生徒への影響も伴うことから、学校の規律や秩序の保持から懲戒処分を行うことは懲戒権者の裁量権の範囲内であること、処分を加重するような具体的な事情がある場合は、戒告を超えて減給や停職の処分をすることが許容される旨判示しています。

都教育委員会は、引き続き、卒業式等の式典における不起立行為について、適切に対処してまいります。

質 問 事 項

一の7 10・23通達・職務命令・懲戒処分は、思想良心の自由を保障する憲法19条や教育基本法16条等の違反に該当している。直ちに10・23通達

を廃止し、教育現場での「国旗・国歌」の強制をやめ、学校現場で自由な教育が実施できるよう、教育行政のあり方を抜本的に改善することを求めるが、見解を伺う。

回 答

学校における国旗・国歌に関する指導は、学習指導要領に基づき、全ての児童・生徒に国旗・国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てるために行っているものです。

平成23年5月、最高裁判所は、判決において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法第19条に違反するものではない旨判示しています。

その後の最高裁判所の判決においても、学習指導要領に基づき、自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がない旨判示されており、通達を廃止する考えはありません。

質 問 事 項

一の8 都教委はホームページ上で懲戒処分をはじめ処分が科された情報などを公表しているが、裁判で処分が取り消されたことについては未掲載である。訴訟結果は公表すべきであるが、見解を伺う。

回 答

都教育委員会が、都の公立学校に勤務する教職員に対して行った懲戒処

分については、平成12年12月26日付けで都教育委員会が決定した基準により、適切に公表しています。

質 問 事 項

二 路地状敷地における重層長屋への対応について

- 1 都は、今年2月、特別区建築主管部長会会長あてに依頼文書を出し、そのなかで、「近年、一部の区で路地状敷地における大規模長屋に関する紛争が再び起きている」としているが、ここでいう紛争は何件くらい起きているのか、その主な内容はどのようなものか伺う。

回 答

平成29年2月の特別区建築主管部長会宛ての依頼文書における紛争とは、建築確認処分に対する関係住民から区の建築審査会への審査請求を指しています。

平成28年度には、避難上及び安全上の面から2件の審査請求がなされました。

質 問 事 項

二の2 国の報告書では、大規模重層長屋における火災時の具体的な危険性について、敷地内の通路や、敷地が接する道路や路地が狭かったり、長かったりする場合に、避難や救助・消火に問題が生じる可能性がある点を指摘している。都は、大規模重層長屋の危険性について、どのような認識をしているのか伺う。

回 答

都は、安全上、防火上の観点から、通則的な建築基準法の規定による制限に加えて、東京都建築安全条例により、大規模長屋について敷地内の通路の幅などの制限を附加しています。

平成24年度に大規模長屋に関する規制の在り方について、都と特別区で協議を行い、当時、地域により大規模長屋を巡る状況が異なることなどから、引き続き、特別区間で情報交換や検討を行っていくこととしました。

平成28年度に一部の区で大規模長屋に関し、再び審査請求がなされたことから、都は、区や市の建築主管部課長会に対して、大規模長屋に関する見解の取りまとめを依頼しており、その見解も踏まえて規制の在り方について検討していく必要があると考えています。

質 問 事 項

二の三 都は、地方公共団体が行っている敷地内通路等の規制について把握しているか。把握している場合、その内容について伺う。

回 答

長屋については、必要に応じ、地方公共団体が地域の特性を踏まえ、条例により規制を行っています。例えば、大阪府や埼玉県などでは、敷地内の通路の幅や長さに関する規定を設けています。

質 問 事 項

二の4 国の報告書では、敷地内の通路や路地状になっている部分の幅について、地方公共団体が条例等で対応することを提案している。都はどのように取り組んでいるか。条例による規制強化を求めるものであるが、見解を伺う。

回 答

都は、一部の区で再び審査請求がなされたことから、平成29年2月、区や市の建築主管部課長会に対して、大規模長屋に関する見解の取りまとめを依頼しており、その見解も踏まえて規制の在り方について検討していくこととしています。

質 問 事 項

二の5 東京都建築安全条例に適合しない建物について、建築指導上、どのような措置がとられるのか伺う。

回 答

都内の特定行政庁では、所管内の建築物について、東京都建築安全条例に適合しない場合、建築主に指示を行うなどの行政指導などが行われています。

質 問 事 項

二の6 都が2012年に出した「路地状敷地の大規模長屋における安全性確保の取り組みについて」では、「通路の有効幅員の確保の確認」などを

求め、完了検査時には「建築基準関係規定に適合しない場合には確実に是正させること」、既存建築物に対しても、「パトロールを実施し、建築基準関係規定に適合しない場合には、適切に是正指導等を行うこと」を求めている。上記の文書を出した経緯と目的について伺う。

回 答

都は、平成23年、都内全域で路地状敷地の大規模長屋も対象とした一斉公開パトロールを行いました。

その結果、路地状部分にごみ箱が設置されるなど、東京都建築安全条例に定める通路の幅員が確保できていない事例の報告がありました。

これを踏まえ、路地状敷地の大規模長屋における維持管理の適正化等を図るため、その対応について、都内の各特定行政庁に対し、平成24年2月、文書で依頼しました。